令和７年７月 28 日
大阪協栄信用組合

自 由 金 利 型 定 期 預 金 規 定
（ 大口定期 ）

1.（預金の支払時期等）

(1) 自由金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書(または通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. （満期日前の解約および利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により支払います。

Ａ．現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出して下さい。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当組合がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前の解約に応じる場合以外は、この預金を満期日前に解約することはできません。

(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第３条第(4)項の規定により解約する場合には、その利息は（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、預入期間に応じた利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率によって計算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満 …解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上１年未満…約定利率×５０％

Ｃ．１年以上３年未満…約定利率×７０％

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満… 解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上２年未満…約定利率×２０％

Ｃ．２年以上３ 年未満…約定利率×５０％

Ｄ．３年以上４年未満… 約定利率×６０％

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満 …解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上２年未満…約定利率×１０％

Ｃ．２年以上３年未満…約定利率×３０％

Ｄ．３年以上５年未満… 約定利率×６０％

④ 預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６か月未満 …解約日における普通預金の利率

Ｂ．６か月以上２年未満…約定利率×１０％

Ｃ．２年以上３年未満…約定利率×２０％

Ｄ．３年以上４年未満… 約定利率×４０％

Ｅ．４年以上５年未満…約定利率×７０％

以　　上